利害関係者を被験者に選定する際の取扱について

第131回医歯学総合研究科疫学等倫理委員会決定（平成27年1月20日）

　医歯学総合研究科疫学等倫理審査委員会で倫理審査を行う研究課題において，利害関係者を被験者に選定する際の取扱を以下のとおり定める。

１．利害関係者とは次の者をいう。

１）研究代表者又は研究分担者が担当する科目を受講しその単位を取得しようとする者

及び研究代表者又は研究分担者から研究指導を受ける者。

２）１）以外の本学学生（学部生　大学院生　研究生等）

３）研究代表者又は研究分担者と同じ組織で勤務する者で，その部下に相当する者

 （アルバイト等の短期かつ非常勤の雇用者も含む。）

　２．１．の１）に該当する者は，原則として被験者としない。

　　但し，特別な事情がある場合は，委員会において判断する。

２．利害関係者を被験者として募る際は原則公募によるものとし，公募文書により各講座の

　HP等で周知し，被験者となることを同意した者（応募者）の中から被験者を選定する。

　　本学教職員以外の利害関係者を被験者として募る場合も，同様の手続を行う。

３．公募文書には，次のことを明記する。

　１）被験者となるか否かは，本学で受ける教育等或いは職務上の待遇等とは一切関係が

ないこと。

２）公募文書は，被験者として募る利害関係者に対して同意を強制するものではないこ

と。

４．倫理審査の際は，倫理審査申請書及び研究計画書の「研究の対象となる個人に理解を求

め同意を得る方法」に２について明記するとともに，公募文書を添付する。

５．本取扱いは，決定日以降に倫理審査申請される研究課題から適用する。